平成２６年度

広報車仕様書

伊賀市消防本部

第１章　総則

第１節　概要

１　この仕様書は、伊賀市消防本部（以下「本部」という。）が平成２６年度に購入する広報車（以下「車両」という。）について必要な事項を定める。

２　購入台数は１台とする。

３　納入期限は、平成２７年３月３１日までとする。

第２節　法令等

１　車両は、緊急自動車として承認が得られるものであり、性能、構造、その他は仕様書及び関係法令によるものとする。

２　車両各部に使用する材料及び部品は、特に指定するもの以外についてはＪＩＳ規格及び製作する会社規格に適合する材料を使用することとする。

３　本仕様書に明記した装備品はこれと規格・性能が同等以上の物を使用することとする。ただし、同等以上の可否判断については本部が行うものとする。

４　本仕様書に基づかない装備品・積載品の追加及び仕様細部の変更等については、本部に連絡のうえ、承認又は指示を受けることとする。

５　本仕様書に記載が無い事項でも、当然取付等が必要なものは、良心的に対応することとする。

６　車両製作開始前に仕様内容について、本部担当職員と打合せを行い、十分協議したうえで製作すること。

第３節　完成車両

１　中部運輸局三重運輸支局の行う新規登録検査に合格後、納入するものとする。

２　納入場所は、伊賀市消防本部とする。

３　納入時、次の書類を提出すること。

⑴完成４面写真　　２部

⑵取扱説明書　　２部

⑶完成図面　　２部

第４節　保証

１　保証期間は納入の日から後１ケ年、または、メーカー固有の期間とする。

２　保証期間後に本部の責任と認められない不具合が生じた場合は、修復を受注者が無償で行うこととする。

３　設計製作材料部品等について、特許その他権利上の問題が起こった時は、受注者がその責任を負うこととする。

第２章　仕様

１　シャシー　　７人乗り以上ステーションワゴンタイプ　２WD

※「平成２７年度燃費基準」及び「平成１７年基準排出ガス７５％低減レベル」認定車

２　主要諸元

⑴全長　　４，５００mm以上４，７００mm以下

⑵全幅	１，６５０mm以上１，７００mm以下
⑶全高	１，５００mm以上２，０００mm以下
⑷ホイールベース	２，７５０mm以内
⑸エンジン	ガソリンエンジン（１，８００ｃｃクラス）
⑹最高出力	９５kW（１３０ＰＳ）以上
⑺最小回転半径	５．３m以内
⑻燃料消費率	ＪＣ０８モード・１５．８ｋｍ／Ｌ以上
⑼トランスミッション	ＡＴまたはＣＶＴ

３　主要装備

⑴安全装置	ＡＢＳ装置、運転席・助手席ＳＲＳエアバッグ
⑵エアコン	オート
⑶パワーウインドウ	
⑷オーディオ	
⑸ドアロック	電子式集中ドアロック
⑹アウトサイドミラー	電動格納式
⑺サイドバイザー	運転席・助手席
⑻プライバシーガラス	ＵＶカット機能付（リヤドア・リヤクォーター・バックガラス）
⑼パワーステアリング	

第３章　艤装

１　赤色警光灯

キャビン上部にサイレン内蔵散光式警光灯を取り付けること。（大阪サイレン製ＮＦ－Ｍ－ＸＢＤ－ＨＡ１）

２　補助警光灯

フロントグリル部にＬＥＤ式赤色警光灯を左右均等に取り付けること。（大阪サイレン製ＬＦ－１１Ｄ－１）

３　電子サイレンアンプ

キャビン内に取り付けること。（詳細別途協議）

電源スイッチは、エンジンキーと連動させること。（大阪サイレン製ＴＳ－５１０１、ＭＣ－１Ｓ、ＣＳ－４１）

４　消防章

メーカー固有のマークを撤去し、直径１５０mmの樹脂製メッキ仕上げ消防章をグリル中央部に取り付けること。

５　消防専用無線電話装置

本部が支給する車両用無線機一式を取り付けること。

取り付けに関しては、現有車両から子機、送受話器、アンテナ及び配線等一式の移設取り付けとし、コード類の亀裂や老朽がある場合は新しく取り替え、振動による故障が発生しないよう固定すること。（スピーカーは全て新品とする）

配線は、電磁波等による本機への影響または、他の電子機器への影響が無いように処置を施すこと。（アースボンディング等を施し、ノイズが出ないようにすること）

配線は、天井等に敷設し車両内外に露出させないこと。

移設に係る免許申請等の事務手続きもすべて受注業者が行うこと。

細部については、事前に本部と協議し決定すること。

6　タイヤホイール

純正色とし、朱色塗装は施さないこと。（スタッドレスタイヤ用ホイール含む）

第４章　塗装等

1　塗装

入念に落錆、防錆及び素地調整をし、消防塗色を最上の仕上げで塗装すること。なお、メーカー純正塗色で対応の場合は、本部担当者の承認を得ること。

2　文字記入

左右両ドアに「伊賀市消防本部」と反射スコッチテープ型抜き丸ゴシック白文字で前方横書きに貼付けることとする。（詳細別途協議）

第５章　付属品

1	工具セット	一式
2	フロアマット	一式
3	スタッドレスタイヤ（ホイール付）	一式
4	ゴム製タイヤチェーン	一式

第６章　その他

1　重量税・自動車損害賠償責任保険料・自動車リサイクル料金については、受注者の立替払いとし、本契約の請求とは別に請求することとする。

2　受注者は、各部給脂等点検整備を入念に実施し、燃料を満タンにして納入すること。

3　完成受入検査終了までの車両の移動等においての事故等は、すべて受注者の負担とする。

4　赤色警光灯、補助警光灯、電子サイレンアンプについては、同等品可とする。